

社会福祉法人和泉蓮華会評議員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉蓮華会(以下「和泉蓮華会」という。)の監事に対する報酬及び評議員、役員及び評議員選任・解任委員等に対する費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 和泉蓮華会は、評議員が評議員会に出席し、役員が理事会又は評議員会に出席し、評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1のとおりその費用を会議の開催の都度、弁償することができる。ただし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を同一日に開催する場合は、いずれかの1回とみなすものとする。

2 評議員、役員及び評議員選任・解任委員でない和泉蓮華会の職員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会の何れかに出席した場合も前項と同様の取扱いとする。ただし、当該職員は、開催日が休日の者に限る。

(監事の報酬)

第3条 和泉蓮華会は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、監事が定款第18条の規定に基づき、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査した場合には、別表2のとおり対価として報酬を支払うことができる。

(支給)

第4条 前2条に規定する費用弁償及び役員の報酬は、業務の完了を確認後、速やかに支払うものとする。

(改正)

第5条 この規程の改廃は、定款第10条の規定に基づき、評議員会の議決を要するものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人和泉蓮華会役員に対する報酬及び費用弁償支給規程(平成23年5月22日制定)は、平成29年3月31日限り廃止する。

附 則

1 この規程は、令和2年3月28日から施行する。

別表1(第2条関係)

費用弁償	
松山市及びその近郊	1回につき 2,500円
上記以外在住	1回につき 3,500円

※松山市近郊・・・伊予市、伊予郡、東温市

別表2(第3条関係)

報酬
1日につき 10,000円

(注) 上記別表1及び2の金額には、交通費を含むものとする。